

令和5年度第2回箕面市行政不服審査会 議事録

- | | | | |
|---|------|-------------------------|---------|
| 1 | 日 時 | 令和5年11月24日（金） | 午前9時14分 |
| 2 | 場 所 | 行政不服審査室 | |
| 3 | 出席者 | 会 長 | 大 砂 裕 幸 |
| | | 会長職務代理 | 原 昇 平 |
| | | 委 員 | 橋 森 正 樹 |
| 4 | 事務局 | 室 長 | 稲 野 文 雄 |
| | | 参 事 | 村 田 淳 |
| 5 | 会議事項 | | |
| | 継続議案 | 審査請求の審査について（令和5年度諮問第1号） | |

開 会

委員3名が全員出席しており、審査会の会議は有効に成立している旨、会長から報告があった。

継続議案

最初に会長より、事務局に対し第1回行政不服審査会終了後から第2回行政不服審査会開催までの経過の説明が求められた。

事務局からの主な説明内容は次のとおりである。

経過

- ・前回10月13日の審査会開催に先立ち、10月11日付けをもって、審査請求人と審査庁に宛て、主張書面及び資料を提出する場合の期限、並びに口頭意見陳述申出の案内を通知したが、期限の10月27日までに双方から主張書面及び資料の提出はなかった。また、審査請求人から口頭意見陳述の申出もなかった。
- ・また、前回審査会での結果をふまえ、行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第74条の規定に基づき、10月13日付けで「調査事項について（依頼）」審査庁に提出したところ、11月1日付けで回答が提出された。
- ・回答の内容についてであるが、周辺土地の課税・非課税の別及び課税地目については、地方税法上の守秘義務のため市所有土地を除き回答を得られなかった。また、隣接する里道の幅員及び当該里道の廃止、付替え又は払い下げの予

定はない旨の回答を得ている。

- ・なお、この回答は主張書面のやり取りではないため、審査請求人には送付していない。

委員間で意見交換を行い、審査庁からの諮問について、審査会として答申の方向性としては棄却することとなり、答申書の内容を検討した。答申書の細部については、委員間でメールのやりとりで意見交換してまとめ、字句修正は会長に一任することになり、本件審査請求についての審査会の会議は今回で終了することとなった。

以上

(午前9時43分閉会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたのでここに署名する。

会 長	(本人自署)
会長職務代理	(本人自署)
委 員	(本人自署)